

守口市防災ハザードマップ(令和元年版)の 記載誤りのお詫びと訂正について

8月上旬に全戸配布しました「守口市防災ハザードマップ」(令和元年版)の16ページおよび17ページにおける避難所の図上表示の掲載情報(「地図座標」の記号)に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。訂正させていただきます。

次ページの見開きページを取り外しハザードマップに貼り付けた上、保存して利用してください。
また、市ホームページからも正誤表をダウンロードすることができます。



児童手当所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

注 収入額の目安は、給料収入のみで計算しています。
一般的に年収、年商が収入に当たり、収入から必要経費を差し引いた後の金額が所得に当たります。

児童手当金額

対象児童(中学校修了まで)	金額(月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上	10,000円
第3子以降(3~12歳)	15,000円
中学生	10,000円

備 所得制限超の世帯の児童は一律5,000円です。

児童手当の振込日は10月8日
6月分〜9月分の児童手当を、10月8日(火)に振り込みます。転入などをしていない人は、対象月が変わります。
問 子育て支援課
TEL 06・6992・1647

市民スポーツ大会
ジョイスポーツもりぐち
それぞれの体力にあった運動で、健康の保持・増進に努め、障がいのある人もない人もスポーツを通じてふれあいを高めてもらうために実施します。
時 10月14日(月・祝)
▽ペタンク大会
内的球に鉄球を投げ、その距離の近さで競います。用具は主催者で用意します。
時 午前9時開会式
場 大枝公園(多目的球技場)
定 1チーム3〜4人の計32チーム
注 雨天中止(小雨決行)。中止の場合、午前7時30分〜8時にF・M・H・A・N A・K・Oでお知らせします。
申 要事前申込、先着受付中
問 生涯学習・スポーツ振興課
TEL 06・6995・3159
▽ふれあいゲーム
内 風船割り、パン食い競争、玉入れ、綱引きなど。
時 午前10時開会式
場 守口市市民体育
申 当日会場受付
問 障がい福祉課
TEL 06・6992・1630
FAX 06・6991・2494
詳しくは市ホームページや各コミュニティセンター、市民体育館に配架のチラシをご覧ください。

大阪広域環境施設組合に加入
本市は、ごみの安定的な処理体制を確保するため、大阪市、八尾市、松原市および本市から排出されるごみの共同処理を行う大阪広域環境施設組合に10月1日付けで加入しました。
本市の可燃ごみ(燃やすごみ)については、令和2年4月1日から環境施設組合の工場焼却処理を行います。
なお、家庭のごみの収集はこれまでどおり市が行います。
環境施設組合で共同処理するための費用は、各市のごみ排出量に応じて負担することになります。市民の皆さんには、市の財政負担を抑える観点から、より一層ごみの減量化・再資源化、本市のごみ処理について今後とも、ご理解・ご協力をお願いします。
問 環境政策課(処理施設整備推進担当)
TEL 06・6992・1452

「(仮称)守口市立図書館運営方針」および「第二次守口市子ども読書活動推進計画」を策定
パブリックコメントでの意見を踏まえ、策定した計画は生涯学習・スポーツ振興課、守口市情報コーナー、各コミュニティセンターなどの各公共施設や市ホームページで閲覧できます。
問 生涯学習・スポーツ振興課
TEL 06・6995・3158

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、コンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出そうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけたたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

国民健康保険被保険者証(保険証)が変わります

現在使用中の保険証(茶色)は、10月31日(木)まで有効です。新しい保険証(緑色)を10月上旬から順次、簡易書留郵便で各家庭に郵送します。不在通知が入っていた場合は、必ず郵便局に連絡してください。

新しい保険証が10月31日(木)までに届かない場合や記載内容に変更がある場合は、保険課まで連絡してください。
新しい保険証が届いた時から有効です。新しい保険証が届いた後は、有効期限が過ぎた保険証を市に返却または破棄し、新しい保険証を医療機関など

の窓口で提示してください。
問 保険課
TEL 06・6992・1545

国民健康保険料の特別徴収の開始

令和元年7月1日時点で、新たに次の要件にすべて該当する世帯は、令和元年10月から、世帯主が受給している年金から保険料を天引きする特別徴収になります。

▽年額18万円以上の年金を受給
▽国保加入者がすべて65歳以上75歳未満(擬制世帯主を除く)
▽世帯主の介護保険料を特別徴収で納付

▽介護保険料と国民健康保険料の合算額が特別徴収する年金受給額の2分の1未満
特別徴収に該当する世帯には、6月または7月に送付した平成31年度国民健康保険料賦課決定通知書で通知しています。

保険料の滞納がない世帯で、7月末までに口座登録し、国民健康保険料納付方法変更申出書を提出した世帯は、特別徴収の対象世帯であっても、10月以降も引き続き口座振替で納付してください。

なお、特別徴収となる世帯については、令和2年度の保険料は、令和2年2月の年金額から特別徴収される保険

料と同額を、令和2年4・6・8月の年金額から「仮徴収」として特別徴収し、保険料額が正式に決定した後、決定後の保険料額と、8月までの「仮徴収」で納付した額との差額を、令和2年10・12月、令和3年2月の3回に分けて特別徴収します。

ただし、令和2年度の保険料が決定した結果、令和2年4・6・8月に「仮徴収」した特別徴収の額が、令和2年10・12月、令和3年2月に特別徴収することとなる額より大幅に高くなることとなった場合は、特別徴収の額を平準化するため、令和2年8月の特別徴収額を調整することがあります。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

赤い羽根共同募金

募金にご協力をお願いします

10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」がはじまります。

この運動は市民の皆さんの支援・協力によって実施されています。皆さんからの募金は、大阪府共同募金会を通して、大阪府内の社会福祉施設、社会福祉団体、災害支援などに使われます。今年も多くのご皆さんに共同募金運動へのご理解とご協力をお願いします。
問 守口地区募金会(事務局 守口市社会福祉協議会)
TEL 06・6992・2715

国民健康保険・後期高齢者医療制度 平日夜間・休日窓口開庁のお知らせ

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。

平日夜間 10月21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金)いずれも17:30~20:00

休日 10月27日(日)9:00~13:00

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日再交付など、一部対応できない業務があります。

場・問 保険課 TEL 06-6992-1545 場・問 保険収納課 TEL 06-6992-1537